



2021年6月3日

各位

会社名 株式会社メドレックス  
 代表者名 代表取締役社長 松村米浩  
 (コード番号：4586 東証マザーズ)  
 問合せ先 取締役 藤岡健  
 経営管理部長  
 (TEL. 03-3664-9665)

**第三者割当による行使価額修正条項付第20回及び第21回新株予約権並びに  
 無担保社債（私募債）の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において決議した、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下、「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第20回及び第21回新株予約権（以下、それぞれ「第20回新株予約権」及び「第21回新株予約権」といい、個別に又は総称して、「本新株予約権」といいます。）並びに第2回無担保社債（私募債）（以下、「本社債」といいます。）の発行に関し、本日、本新株予約権の発行価額の総額（2,489,000円）及び本社債の発行価額の総額（550,000,000円）の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権及び本社債の発行に関する詳細につきましては、2021年5月18日公表の「第三者割当による行使価額修正条項付第20回及び第21回新株予約権並びに無担保社債（私募債）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	2021年6月3日
(2) 発行新株予約権数	49,000個 第20回新株予約権 30,000個 第21回新株予約権 19,000個
(3) 発行価額	総額2,489,000円（第20回新株予約権1個当たり57円、第21回新株予約権1個当たり41円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：4,900,000株（新株予約権1個につき100株） 第20回新株予約権 3,000,000株 第21回新株予約権 1,900,000株 上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額（以下に定義します。）は112円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は4,900,000株であります。
(5) 資金調達の額	1,298,489,000円（差引手取概算額：1,283,489,000円）（注） （内訳）新株予約権発行による調達額：2,489,000円 新株予約権行使による調達額：1,296,000,000円
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は第20回新株予約権は223円、第21回新株予約権は330円です。 第20回新株予約権の行使価額は、第20回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（以下、修正条項適用後の第21回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日とあわせて、個別に又は総称して「修正日」といいます。）以降、各修正日の前取引日（以下に定義します。）の東京証

	<p>券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。</p> <p>第21回新株予約権の行使価額は当初固定ですが、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正条項の適用を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権の新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目の日若しくは別途割当先と合意したそれより短い日から本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、修正日以降、修正されます。なお、本新株予約権の行使代金は優先的に本社債の償還に充当される予定ですが、第20回新株予約権の行使が全て完了した後に、本社債の未償還額が残存する場合には、当社は、第20回新株予約権の行使完了後30日以内に、当社取締役会決議を実施して、第21回新株予約権の全部について行使価額の修正条項を適用するものとし、</p> <p>第20回新株予約権及び第21回新株予約権の行使価額は、ともに112円（以下、「下限行使価額」といいます。）を下回らないこととします。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法 ( 割 当 先 )</p>	<p>第三者割当の方法によってマッコーリー・バンク・リミテッドに対して割り当てます。</p>
<p>(8) そ の 他</p>	<p>当社は、割当先との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結いたしました。本買取契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されています。</p>

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（15,000,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。

## 2. 本社債の概要

(1) 名称	株式会社メドレックス第2回無担保社債
(2) 社債の総額	金 550,000,000 円
(3) 各社債の金額	金 13,750,000 円
(4) 払込期日	2021年6月3日
(5) 償還期日	2023年6月2日
(6) 利率	年利0.0%
(7) 発行価額	額面100円につき金100円
(8) 償還価額	額面100円につき金100円
(9) 償還方法	<p>満期一括償還</p> <p>本社債に係る買取契約上、本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）は、各暦月の最終営業日又はそれ以前に当社に対して通知することにより、当該暦月に本社債権者が本新株予約権を行使することにより払い込んだ合計金額までの範囲内で（但し、2021年8月以後の各暦月（2021年8月を含む。）においては、当該合計金額と27,500,000円のいずれか高い金額までの範囲内で）、本社債の元本の全部又は一部の期限前償還を求めるとされております。また、本新株予約権の不行使期間（本社債に係る買取契約において定義されます。）が設定される毎に27,500,000円までの範囲内で、本社債権者は、本社債の元本の全部又は一部の期限前償還を求めるとされております。</p> <p>当社は、自らの裁量によって、本社債権者に対する遅くとも10日前までの通知をすることで、いつでも、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを本社債権者に対して請求することができます。</p> <p>本新株予約権の発行要項に規定される取得事由が生じた場合や当社が割当先より本新株予約権の買取請求を受けた場合、本買取契約の解除事由が発生した場合等には、当社はその時点で残存する本社債の元本の全部又は一部を期限前償還するものとされております。</p>
(10) 総額引受人	マッコーリー・バンク・リミテッド

以 上